

令和8年8月13日

告 示

当財団は、本日、JBC試合ルール第15条（ライセンス所持者に対する制裁措置）、ならびにJBC制裁規程第2条③および④、第3条第2項⑤（ライセンスの停止）に基づき、倫理委員会の答申を経て、薬師寺ボクシングジム&フィットネス（名古屋市中区）のクラブオーナーである薬師寺保栄氏を、令和8年8月13日より令和9年2月12日までの6か月間、クラブオーナーライセンスの停止処分とする。

理由： 薬師寺保栄氏は、知人女性と共謀の上、同女性を自己の養子とする養子縁組届の養母の署名押印欄に、妻の氏名を同人に無断で記載するなどして同届を偽造し、令和6年11月、名古屋市内の区役所にこれを提出して行使したとして、令和8年5月28日付で、有印私文書偽造、同行使等の罪で在宅起訴された。同氏は、名古屋地方裁判所での第1回公判期日において事実関係を認めたほか、当財団の調査に対しても、上記の事実関係を認め、反省の意を表明している。

上記行為は、刑罰法規に抵触する行為であるとともに、所属選手・練習生を指導しボクシングを通じてスポーツマンシップを教示すべきクラブオーナーによる行為として、プロボクシング界の権威と信用を著しく毀損するものである。

よって、当財団は、倫理委員会の答申を踏まえ、薬師寺保栄氏を令和8年8月13日より6か月間のクラブオーナーライセンス停止処分とする。

一般財団法人日本ボクシングコミッション